

手当等給付事業実施調査（R01年07月実施）

自治体名		大分市	中津市	日田市	佐伯市
人口		477,858	84,349	65,225	71,362
手帳 所持者数	身体障害者手帳	21,143	3,492	3,304	4,755
	知的障害者手帳	3,975	738	595	797
	精神障害者手帳	4,267	600	459	487
事業の有無		有	有	なし	有
事業名称		大分市障害者福祉手当	中津市障害者福祉年金		佐伯市心身障がい者福祉手当
手当等 支給事業	対象・支給額	<ul style="list-style-type: none"> 身体1・2級 18歳以上：月額1,200円 18歳未満：月額1,600円 身体3・4級 18歳以上：月額800円 18歳未満：月額1,300円 身体5・6級 18歳以上：月額500円 18歳未満：月額1,000円 療育・精神 18歳以上：月額1,200円 18歳未満：月額1,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 対象：身体1～4級 療育A1・A2・B1・B2 精神1～3級 支給額：対象者一律月額1,250円（年額15,000円） 		<ul style="list-style-type: none"> 対象：身体1～3級 療育A1・A2・B1 精神1・2級 児童については手帳所持者全員適用 支給額：月500円（満額6,000円を3月に支給） 申請日の翌月から適用
	支給条件	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税であること。ただし以下の状態に該当する場合は、支給されない。 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当等を受給しているとき 施設入所者で、かつ公的年金等受給をしているとき 	<ul style="list-style-type: none"> 中津市に1年以上居住していること。 本人の所得税が非課税であること。 生活保護・公的年金を受給していないこと。 		障害年金や労災年金等の障がい事由で給付を受けている場合は対象外。
事業の有無		有	有	有	有
事業名称		大分市障がい者タクシー料金に対する助成	中津市安心おでかけタクシー事業	日田市重度障害者移動支援事業	心身障がい者タクシー料金助成事業
タクシー 運賃等 助成事業	助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 小型タクシー 500円券30枚、綴りを年度に1冊交付（利用1回につき1,000円まで使用可） 福祉タクシー 500円券100枚、1,000円券30枚、綴りを年度に1冊交付（利用1回につき3,000円まで使用可） リフト付福祉タクシー 500円券100枚、2,500円券30枚、綴りを年度に1冊交付（利用1回につき5,000円まで使用可） 	<ul style="list-style-type: none"> 助成額：年額12,000円（1枚500円のタクシー券を24枚交付） タクシー券の交付は、毎年8月を起算月とし、翌年7月分まで24枚を一括で交付。ただし年度途中で申請した方については、起算月から1月経過するごとに2枚ずつ減じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成額：初乗り料金の補助 年間24枚（1か月2枚換算） 	<ul style="list-style-type: none"> 助成額：普通タクシー500円、リフト付きタクシー1,350円の割引チケット24枚 その他助成事業 「佐伯市精神障害者就労移行支援等提供施設交通費助成事業」精神障害者が就労移行支援又は就労継続支援を行う施設に通所する交通費の助成。公的機関（定期バス・定期船）の通常運賃の半額（事業所の送迎を利用した場合は除く）
	対象・助成条件	<ul style="list-style-type: none"> 小型タクシー 視覚1・2級 肢体不自由1・2級（上肢障害のみを除く） 内部1級 療育害A1・A2 精神1級（写真つきに限る） 福祉タクシー、リフト付福祉タクシー 肢体不自由1・2級（上肢障害のみを除く） 内部1級 いずれも車いすの常用が必要 有料道路通行料割引制度、自動車税減免制度（軽自動車含む）を利用している方はタクシー券の交付不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由1・2級（上肢および乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能に係るものを除く） 視覚障がい1・2級 精神1級 療育A1・A2 中津市に住民登録を有し、市民税非課税世帯に属する人。 下記のいずれかの施設に入所又は入院している者を除く（地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・総合支援法に規定する療養介護を行う病院・障害者支援施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 身体1・2級 療育A1・A2 精神1級 特別児童扶養手当1級 在宅生活者であること。 本人のみの所得が一定の値であること。（老齢福祉年金と同じ所得制限） 	<ul style="list-style-type: none"> 身体（視覚・下肢・体幹・内部のみで1・2級または同部位の条件による） 療育A1・A2 精神1級

手当等給付事業実施調査（R01年07月実施）

自治体名		臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市
人口		36,847	17,509	21,644	22,687
手帳 所持者数	身体障害者手帳	2,572	1,363	2,016	1,276
	知的障害者手帳	369	198	239	220
	精神障害者手帳	251	120	232	141
事業の有無		なし	なし	なし	有
事業名称					豊後高田市心身障害者福祉手当
手当等 支給事業	対象・支給額				<ul style="list-style-type: none"> 身体1～3級及び療育A 18歳以上：月額500円（年額6,000円） 18歳未満：月額750円（年額9,000円） 身体4級及び療育B1 18歳以上：月額250円（年額3,000円） 18歳未満：月額500円（年額6,000円） 身体5・6級（児童のみ） 18歳未満：月額500円（年額6,000円） 年1回、3月に支給
	支給条件				<ul style="list-style-type: none"> 住民であること。 公的年金を受給していないこと。
事業の有無		有	有	なし	なし
事業名称		臼杵市中心身障害者タクシー料金助成事業	津久見市中心身障害者タクシー料金の助成金		
タクシー 運賃等 助成事業	助成内容	助成額：1回につき500円 リフト付タクシーは1回につき2,380円 利用限度：年24回	助成額：1回につき500円 利用限度：年24回		
	対象・助成条件	身体障害者手帳は「身体」、療育手帳は「療育」、精神障害者保健福祉手帳は「精神」と表記 <ul style="list-style-type: none"> 身体1・2級（聴覚・上肢を除く） 療育A1・A2 精神1級 身体障害者の場合、等級以外の適用除外あり。	<ul style="list-style-type: none"> 身体1級 身体2級（障害により違う） 身体3級（条件あり） 療育A1 精神1級 		

手当等給付事業実施調査（R01年07月実施）

自治体名		杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市
人口		29,241	56,001	35,718	34,409
手帳 所持者数	身体障害者手帳	1,622	3,644	2,944	1,908
	知的障害者手帳	297	711	485	248
	精神障害者手帳	199	334	268	196
事業の有無		有	なし	なし	有
事業名称		障がい者手帳等取得助成事業			由布市障がい者福祉券給付事業
手当等 支給事業	対象・支給額	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の手帳交付、更新申請時に診断書、意見書、写真代の一部を助成 診断書・文書料 上限5,000円助成 写真代 上限1,200円助成 但し、診断書+写真代の場合も上限5,000円			対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 支給額：年額5,000円（由布市商工会発行の商品券） 年1回（9月上旬）簡易書留にて郵送。
	支給条件	・申請日に市内に居住すること			・毎年9月1日現在、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人。 ・毎年9月1日を基準として住定1年以上。 ・所得制限なし。
事業の有無		有	有	有	なし
事業名称		障がい者移動支援利用助成事業	宇佐市重度障害者タクシー料金助成事業	精神障害者デイケア等交通費助成	
タクシー 運賃等 助成事業	助成内容	市指定交通事業所のバス・タクシー及び市コミュニティバスに使用できる助成券を交付。 助成額：1冊1,000円で1月分。12月分を限度。 バス、タクシーは、乗車、降車のいずれかまたは両方が杵築市内であること。	助成額：年額12,000円 （500円券×24枚）	精神科デイケア、障害福祉サービス事業所への通所等の交通費の助成 助成額：通所した運賃、自家用車を利用した場合はその距離に応じたバスまたは鉄道運賃の半額	
	対象・助成条件	身体障害者手帳は「身体」、療育手帳は「療育」、精神障害者保健福祉手帳は「精神」と表記 ・身体1級 ・療育A1・A2 ・精神1～3級 ・申請日に市内に居住すること	・視覚1・2級、肢体不自由1・2級（下肢、体幹のみ） ・療育A1・A2 ・精神1級 ・住民基本台帳に登録されている人	精神1～3級	

手当等給付事業実施調査（R01年07月実施）

自治体名		国東市	姫島村	日出町	九重町
人口		27,988	2,006	28,362	9,462
手帳 所持者数	身体障害者手帳	1,816	126	1,277	962
	知的障害者手帳	248	20	192	62
	精神障害者手帳	243	3	256	42
事業の有無		なし	有	有	有
事業名称			姫島村身体障害者年金	日出町心身障害者福祉年金給付事業	九重町心身障害者福祉年金
手当等 支給事業	対象・支給額		<ul style="list-style-type: none"> 身体1級 年額5,000円 身体2級 年額4,000円 身体3級 年額2,000円 	対象：身体1～4級 療育A1・A2 精神1・2級 支給額：年額6,000円	<ul style="list-style-type: none"> 身体1～3級及び療育A1・A2 年額4,000円 身体4～6級及び療育B1・B2 年額2,000円
	支給条件		<ul style="list-style-type: none"> 受給者若しくは扶養者が所得税非課税であること。 姫島村に居住していること。 日本国籍を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日出町に1年以上居住していること。 他に障がいによる公的年金を受給していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に1年以上住所を有すること。 生活保護でないこと。 障害年金を受給していないこと。
事業の有無		有	なし	なし	有
事業名称		精神障がい者交通費助成事業			精神障害者通院助成事業
タクシー 運賃等 助成事業	助成内容	助成額：タクシー券月額1,500円（年額18,000円）			助成額：年額12,000円
	対象・助成条件	精神1～3級			<ul style="list-style-type: none"> 精神1～3級 町内に住所を有する人 生活保護でない人

自治体名		玖珠町	別府市
人口		15,184	117,017
手帳 所持者数	身体障害者手帳	1,220	6,472
	知的障害者手帳	137	1,029
	精神障害者手帳	102	1,336
事業の有無		有	有
事業名称		玖珠町精神障がい者通院助成手当	別府市心身障害者福祉手当
手当等 支給事業	対象・支給額	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳は「身体」、療育手帳は「療育」、精神障害者保健福祉手帳は「精神」と表記 ・精神1級 年額12,000円 ・精神2級・3級 年額6,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体1・2級及び療育A1・A2・B1 福祉手当（一般：年額8,000円 児童：14,000円）タクシー手当（年額4,000円） ・身体3級及び療育B2 福祉手当（一般：年額4,000円 児童：8,000円）タクシー手当（年額1,000円） ・身体4級 福祉手当（一般：年額3,000円 児童：8,000円）タクシー手当（年額1,000円） ・身体5・6級 福祉手当（一般：年額2,000円 児童：8,000円）タクシー手当（年額1,000円） ・精神1級 福祉手当（年額8,000円）タクシー手当（年額4,000円） ・精神2級 福祉手当（年額4,000円）タクシー手当（年額1,000円） ・精神3級 福祉手当（年額3,000円）タクシー手当（年額1,000円）
	支給条件	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上の居住要件。 ・生活保護を受給していないこと。 ・在宅生活であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度3月1日に別府市の住民基本台帳に1年以上記録されていること。 ・有効である手帳を持っていること。 ・障がい者自身の市町村民税所得割が非課税であること。 ・特別障害者手当及び障害児福祉手当を受給していないこと。
事業の有無		なし	有
事業名称			重度身体障害者リフト付タクシー料金に対する助成
タクシー 運賃等 助成事業	助成内容		助成額：リフト付きタクシー基本料金（初乗料金）の9割（10円未満切捨て） 利用限度：年48回（月4回）
	対象・助成条件	身体障害者手帳は「身体」、療育手帳は「療育」、精神障害者保健福祉手帳は「精神」と表記	下肢及び体幹機能障がいの2級以上（車いす使用者等）の人